

平成25年第3回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

○日 時 平成25年11月25日(月) 13時30分から15時

○会 場 第3会議室

○委員出席者 今高委員, 福田委員, 阿部委員, 川島委員, 小原委員, 荻野委員, 金澤委員, 古沢委員, 海老原委員, 久松委員, 鈴木委員, 小室委員, 田中委員
以上13名

○事務局 小泉副市長, 鈴木保健福祉部長, 新国保年金課長, 国保給付係塚本, おお国保賦課係菊田, 医療福祉係嵯峨

※過半数の出席を得られたので、「土浦市国民健康保険規則」第4条第5項の規定に基づき本会議が成立する。

○傍聴人 なし

会 長 協議事項(1) 土浦市国民健康保険税賦課方法について, 事務局から説明。

事務局 (別添資料で説明)

会 長 只今, 事務局から説明があったが, 質疑はあるか。

委 員 資産割を廃止するとどれくらいの税額の減少になるのか。どのくらいの人が資産割を払っているのか。またその割合は。

事務局 資産割の割合は全体の金額の4%。

委 員 人数は?

委 員 関連で, P9の右側の表で, 階層別の人数がわかるか?

事務局 国保全体で約25,000世帯ありますが, この内, 資産割の対象となっているのは全体のうちの約12,000世帯あります。

委 員 半分ぐらいの人が安くなる。

会 長 単純に安くなるわけではない, 減った分はほかを増やすしかない。

委 員 負担割をなくすメリットがある人は半分である。

委 員 低所得者軽減制度を受けられる世帯があるが, 折り込み済みの表なのか?

事務局 折り込み済みです。

委 員 それでは, なおかつ, 0円の方は5,000円の増ということなのか。この人たちはその他の制度で増額を軽減するための制度や手法はないのか。

事務局 現行ではありません。

委 員 ちなみにいくらぐらいまでが, 低所得者軽減制度の対象となるのか。

事務局 7割軽減は所得額が33万円以下の世帯が対象, 5割軽減は所得が33万円+24.5万円×(世帯人数-1人), 2割軽減は33万円+(35万円×世帯人数)という計算です。

委 員 表で言う4番と5番目の階層の人たちがその対象者であると考えていいのか。

会 長 わかるような表は出ないのか。

事務局 手元にはないが, 存在しています。

- 事務局** 1段目, 2段目の33万円以外のところは, 完全に7割軽減がかかる世帯です。
- 委員** この方たちが, この制度で, 多少軽減されるということか。
- 事務局** 今の説明で, カラーページの1人世帯の場合, 左側の所得階級0円とその下33万円以下は7割軽減, その下の57.5万円以下は5割軽減。その下の68万円以下が2割軽減で1人世帯の場合の金額になります。これが, 世帯の人数が2人3人4人になると掛け算が出てきますが, これが軽減額の目安です。
- 会長** 例えば, カラーの右の表はほとんどの階層で減税されるということになっている。減るということは, (市)の全体の収入が減るわけであり, 収入が減るからその分増やすしかない。表のマジックである。
- 事務局** 右の表は, 応益割(均等割や平等割)1人ごとにかかる金額や1世帯ごとにかかる金額を増やしています。増やした分は低所得軽減措置が働くことになります。先ほどの低所得により軽減された分は公費で負担されるしくみになっています。
- 会長** それで相殺されるということか。
- 事務局** そうです。
- 会長** 右の表では, 保険基盤安定負担金でどのくらい増えることになるのか。
- 事務局** 右側の表ですと, 保険基盤安定負担金での増額分は7千万円強増額となります。
- 会長** 7千万円分は収入が増える。これが, 全世帯全階層にばらまかれていく金額とは信じられない。
- 委員** 今日は, 資産割, 賦課割合を決めて合計で3回開催して, 3回目に最終的に税率をもってくると思っていた。最終的な賦課割合ではない。現行税率だとP9の表になるが, 3回目の出来上がりは全然別の表になると思っているが。
- 事務局** 今回は, 1つは, 賦課割合の相談ということ1案2案お示ししています。その中でひとつは資産割, 県内の動向で1/3廃止になっている, 4/100相当分の廃止をすることについての相談, もうひとつは, 賦課割合ということで, 応能割と応益割の割合が59:41のところを案1は55:45, 案2は地方税で目標と言われている50:50, ここの割合のご相談の2点をさせていただきたい。いくら増える, 税率がどれだけ上がるかの議論は, 資産割の廃止というという話, 割合をどうするか決めた後に, 賦課割合を基にして今より何パーセント上がる, いくら増収という議論を次回でさせていただきたい。
- 会長** 今日は, 資産割の廃止の議論を深めればいいのか。
- 事務局** 1点は資産割をどうするか議論。2点は賦課割合の所得の状況, 現行は, 応能割59応益割41になっている。その割合を資産割を廃止することで, 第1案として55:45, 第2案として50:50, 案として, 資産割と賦課割合の2つの相談をしていきたい。
- 会長** 今日決めるということではないのか。
- 事務局** 今日決めていただくことで, 次に税率の改正をとということになります。

- 委員** 賦課割合の2つの案だが、現行税率で計算するとこういうふうになるということか。
- 事務局** 現行の需要額、現行の国保税に求める金額を同じにして、それで、賦課割合を変えた場合どうなるかを考えました。
- 会長** 収入額は同じとしてか。
- 事務局** 国保税に求める金額は同じとして、賦課割合を変えた場合にどういう変化が起きるかということです。
- 委員** 税率を、現行の税率で考えた場合の賦課割合の変更をするとこうなるということか。現行税率で税率を変えないということか。理解していいのか。
- 事務局** 比較の対象は現行の税率との比較です。
- 委員** 現行の税率で資産割をなくした表がもう1つ必要である。
- 会長** 確認するが、現行税率ではない。あくまでも、50/100を所得割とした場合は当然現行の税率は変わる。それで試算したということか。それと現在のとあるということか。
- 委員** 現行の税率で資産割をなくしたときの増減があれば比較しやすい。資産割は半数の人が払っているわけだから、減額になる。それで表の▲が多くなっている。
- 会長** 右側の表で大半は減額になる。減額の総額は7千万円でもいいのか。
- 事務局** カラーの資料ですが、これは所得階級（左側の列）0円から1千万円超までであるが、実際には一番低い世帯のボリュームは多人数いる。逆に1千万円超はそれほどいない。そういう部分が見えないので、減る人ばかりにみえるけれども、税額を変えないで所得割と均等・平等割の比率を変えているので、表に見えてこない、わかりにくい。
- 会長** 重要な決定をしようとしているので、理解を正確にしないといけない。税額を変えない、税額を変えなかったら所得割50/100にならない。おそらく税額は若干変わるのではないか。
- そのあたりをよく検討していただくとして、それでは、資産割について検討する。資産割の問題点としては収入がなくても、まともにかかってくるということである。固定資産税も取られたうえに資産割も取られてしまう、不公平だという話。委員の皆さんのご意見はどうか。
- 委員** 基本的なことだが、資産割を考え出した根拠は、導入されたいきさつ、そもそもの話がわからないと。
- 事務局** 国保制度が当初、スタートしたときは、農業、商店主など個人事業者が加入していた。収入もあるし固定資産税もある中でスタートしている。今は会社をリストラされた方とかが国保に加入している。所得の少ない人、資産もない人もいる。国保制度の運営そのものがスタイルとして変化している。地方税法で50:50の賦課割合という話ですが、所得・資産、平等・均等の割合があるが、当初は収

入も資産もある中で、土浦市も平成22年度の改正時には応能割66 応益割34 というスタイルであった。所得がある資産があるという方から税を取るということで国保税を賄っているスタイルであった。所得の高い人、資産を持っている人が資産割の財源の裏付けをしてきた。現在は、加入者自体の構成が変わってきた関係で資産割を廃止の方向が増えてきている。国の教科書では所得割と平等割だけしかとらない、資産割は取らない大都市が出てきている。国保制度の事の起こりから今の国保の加入状況の構成が変化してきていて、これが資産割の経緯となっています。

委員 資産割の廃止について、資産を持っていても、それに対して収入のない人もたくさんいる。片方で資産がたくさんあって貸して家賃が上がる人は所得の方(割)で払う。資産を持っていても収入のない人、固定資産税(資産割)を取られる人はかわいそうかなと思う。資産に応じた収入があれば資産割があってもいいと思うが。

事務局 県内の3分の1の自治体が資産割を廃止している。参考までに、水戸市、日立市、古河市、つくば市、ひたちなか市、取手市、守谷市、筑西市、東海村、那珂市、神栖市、鉾田市、笠間市、小美玉市の44市町村のうち14市町村が廃止しています。

会長 資産割の廃止は、この場で決めるのか。

事務局 決めていただきたい。

委員 私は賛成です。自分の地元は、農家の方がいる、何年も前と違って、農家はお米の値段が半額になっている、田んぼを持っているだけで損な状況。このような状況で、固定資産税を払う、土地改良、国保税の算定の根拠にもなっている。この3つを払うのは大変厳しい状況であり、廃止にした方がいいと思う。

会長 意見だけ求めればいいのか。採決するのか。

委員 全体の意思を確認する必要がある。

委員 県内の残りの市町村の動向はどうか。

事務局 資産割の状況ですが、県内44市町村での国保の研修会があるが、そのときに毎回、今後資産割をどうするか動きはどうか、話題としては出ている。今年は、廃止の明言しているところはないが、ゆくゆくは廃止したいというところが多くなっています。

会長 それでは、事務局提案どおり資産割を廃止すべきに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員一致で提案どおり廃止ということになりました。

もう一つの課題である、所得割を法律では50:50、今は59:41、事務局案は第1案55:45、第2案は50:50、表では、右の方がいいように見えるが、同じ収入でほとんどの人が安くなるということはありません。7千万円では賄えない。皆さん第1案所得割55:応益割45、第2案は所得割50:応益

割50はどうか。

委員 説明のP8に所得割額割合の減とあるが、第1案と第2案とあるが、第1案でも減るのか。

事務局 シュミレーションでは、若干減ります。

委員 なぜ減るのか。所得が同じで、所得割分が55で、第1案でなぜ減るのかわからない。

事務局 計算上の誤差で、ほぼ同額ととらえていただきたい。

委員 第1案、第2案で国保加入者所得階層でいうと、例えば、右側1人世帯208万円以下で、6割以上いるのではないか。

事務局 平成25年度の場合、国保加入者のうち69.08%が200万円未満です。

会長 全体のバランスで、7千万円で相殺されても、ここが増えるから、他が減ることになるのか。約70%は、1人世帯の場合、5,000円未満の増税となる。

委員 他の自治体において所得割と平等割だけのところがあると聞いたが、均等割と平等割で均等割が多くなっている傾向の中で、均等割と平等割を同じにするというというのは、どういう考えで25:25にしたのか理由が聞きたい。

事務局 応能応益50:50というお話で、その中で3つのシュミレーションをさせていただきました。1つ目は、応能50を、均等割35平等割15、これは国のモデルです。2つ目は均等割30平等割20、3つ目は均等割25平等割25の3つのシュミレーションをしました。その中で国のモデルの35:15の場合ですと、均等割、1人にかかるものが大きい割合ですので多人数ほど金額が大きくなります。3つのシュミレーションをした結果、税率の伸び幅が一番小さいのが均等・平等を25としたものです。また、保険基盤安定負担金といって、軽減の公費補てん措置が一番多く入っているものが均等・平等を25としたものであるので、試算させていただきました。

委員 1案、2案とも想定された税率があるのか。

会長 所得割の税率と平等割・均等割の税率、試算したらいくらか、わかれば発表して欲しい。

コンピューターは、土浦市が導入しているのか。

事務局 茨城県国民健康保険連合会で税率のシュミレーションソフトを持っているので、土浦市をあてはめました。

委員 1案、2案とも低所得者層の負担が増えるわけですので、もう1つ資産割の4/100をどこに回すかという、所得割を増やす試算も出さないと、例えば、所得割を56にするとか、今よりは少し上がるが、資産割が減った分だけ、それほど増えないというものがないと、低所得者層の方には（理解していただけない）。

会長 今の提案は、55:45より56:44というようにすれば、低所得者層へ（の

配慮となる)、国からの補てんは少なくなるであろう。

委員 事務局に確認ですが、資産割は廃止することに今日決まりました。次の段階として、所得割均等割平等割については、今日決めなくてもいいのではないかと。(次回までに)コンピューターで試算できるのではないかと。

事務局 50 : 50, もう1つの案, 税率の話は次の時に話したい。負担割合の案1と案2の話をしたが、どれだけ上げる, 税率が何%上がる, 金額がいくらになる, それぞれの賦課割合の数値を次回にお示しします。

委員 滞納がかなりある状況で、滞納の所得階層別の状況を見ると、200万円以下がかなり高い割合を占めている。そこに、又、増税しようとするわけだから、本当に苦しくなってしまうことが、滞納が増えることに繋がるので、低所得者層に光を当てて十分に検討してほしい。

事務局 決算特別委員会でもご説明申し上げたが、平成25年度に国保税訪問相談事業を開始した。滞納している方、滞納の恐れがある方、対象900件のうち600世帯を回って、住所があって住んでいない方、分納相談のすすめ、滞納者の実情に対して、対応を進めている。年度末には対応結果の報告をこの国保運営協議会でさせていただきたい。滞納されている方に寄り添う形で国保として対応してまいりたい。

委員 賦課方法を検討するにあたって、そういうことに十分検討したうえで進めてほしい。

会長 他にご質問はございませんか。事務局から、何かあるか。

事務局 今後の日程は、第2回目を12月25日(水)13時30分から開催予定です。

会長 他にご意見等もないようですので、以上をもちまして、会議を終了いたしたいと存じます。本日は、長時間、誠にありがとうございました。

以上